

学校いじめ防止基本方針

中能登町立鹿島小学校

<目次>

ページ

I	いじめに関する基本的な考え方及びいじめ防止の学校目標	
1	いじめの定義	1
2	基本的な考え方	1
3	いじめ防止の学校目標	1
II	行動計画	
1	未然防止対策について	
(1)	未然防止のための取組	1
(2)	いじめに対する鹿島小学校の組織的取組	3
2	いじめの未然防止・早期発見に向けた年間行動計画	4
3	いじめの早期発見	6
4	いじめ発見のポイント	
(1)	学校で分かるいじめ発見のポイント	6
(2)	家庭で分かるいじめ発見のポイント	7
5	いじめの対応	
(1)	いじめられている子どもへの対応	8
(2)	いじめられている子どもの保護者への対応	8
(3)	いじめている子どもへの対応	9
(4)	いじめている子どもの保護者への対応	9
(5)	ネットいじめへの対応	9
6	重大事態への対処	
(1)	重大事態の発生と報告	11
(2)	重大事態の調査	11
(3)	調査結果の提供及び報告	11
7	検証方法	11
8	主な相談機関の案内	12
	【資料1】 校長不在の場合の組織的対応	13
	【資料2】 いじめ問題への取組チェック項目	14

令和6年度 中能登町立鹿島小学校 学校いじめ防止基本方針

I いじめに関する基本的な考え方及びいじめ防止の学校目標

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。 「いじめ防止対策推進法 第2条」

2 基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童を対象に、教育委員会、学校、地域住民、家庭、その他の関係機関との連携のもと、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応・組織的対応等に全力で取り組む。

3 いじめ防止の学校目標

- 道徳教育・体験活動等の充実を図り、いじめに向かわない態度・能力の育成を推進する。
- 一人一人が認め合い、助け合う学級づくりに努め、いじめの未然防止へとつなげる。
- 学校長をトップとするいじめ問題対策チームを常設し、「いじめを見逃さない学校づくり」を推進する。
- いじめの未然防止・早期発見・早期対応に向けて、常に情報収集と情報交換を図り、平時からいじめ問題に備える。
- いじめの問題に組織的に対応し、児童が安心して学ぶことができる環境を整える。
- 実践的な職員研修の場を設定し、全教職員が生徒指導の専門的技術を身に付ける体制を作る。
- P T Aや関係機関・団体との協力体制を確立し、開かれた学校づくりを推進する。

II 行動計画

1 未然防止対策について

(1) 未然防止のための取組

① わかる授業づくり

- 児童が「わかった、できた」と、児童一人一人が成就感や満足感をもてる授業の実践に努め、授業規律（鹿島小「5つのかまえ」）を徹底する。
- 学習の場における積極的な生徒指導（生徒指導の4つの視点）を取り入れる。

② 道徳教育や人権教育の充実

- 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感・自己有用感を高める。
- 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心を育む。

③ 規範意識の育成

- 生活や学習の規律を定着させることで、規範意識を醸成させるとともに、児童が安心して学ぶことができる環境を作る。

④ 自己有用感や自己肯定感を育む取組

- 異年齢集団活動の縦割り班活動を行事等で取り入れ、「お世話される体験」と成長した後に「お世話する体験」の両方を経験し、自己有用感や自ら進んで他者と関わろうとする意欲等を培う。
- 田植え、石動山ユリ栽培、稲刈り等を実施し、地域の幅広い大人から認められているという思いを味わうことができるようにする。
- 子ども達が進んでチャレンジし、達成できる活動を設定し、自己肯定感を高める。

⑤ 児童会などが中心となる取組

- 児童会を中心に「いじめ防止集会」を開催し、「いじめゼロ宣言」などを採択する。
- 「あいさつ運動」を児童会が中心になって行う。縦割り班を単位とし、玄関であいさつを交わし合う。
- 友だちの良いところ、友だちからしてもらってうれしかったことをメッセージに書いて伝える「きらきらハート」に全校で取組み、お互いの良さを認め合う。

⑥ 感動体験や体験活動を取り入れた取組

- 音楽鑑賞や美術鑑賞等、友だちと感動を共有できる体験を行うことで、豊かな心を培う。
- 地域の方のお世話による野菜作りや米作り等を実施し、感謝の心を育む。

⑦ 児童が主体的に活動する取組

- 学級活動や道徳の時間に「いじめ」をテーマにした話し合い活動を行い、いじめを許さない意識の高揚を図る。

⑧ 家庭や地域と連携した取組

- 「いじめアンケート」の調査結果を保護者や地域に周知するとともに、地域全体でいじめの問題に取り組む機運を高める。
- 「非行被害防止教室」を実施し、「ネットいじめ」の事例などをもとに、いじめ問題に対する理解を深めるとともに、家庭で果たすべき役割等について考える機会とする。
- 学校内にいじめ問題に関する相談窓口を設置し、保護者からの相談を積極的に受け入れる体制や、地域の方から通学時や放課後の遊びの様子を寄せてもらえる体制を構築する。
- 地区民生児童委員の方に定期的に学校訪問を要請し、授業や休み時間の子ども達の様子等の参観を通して、共に育てる意識を構築する。

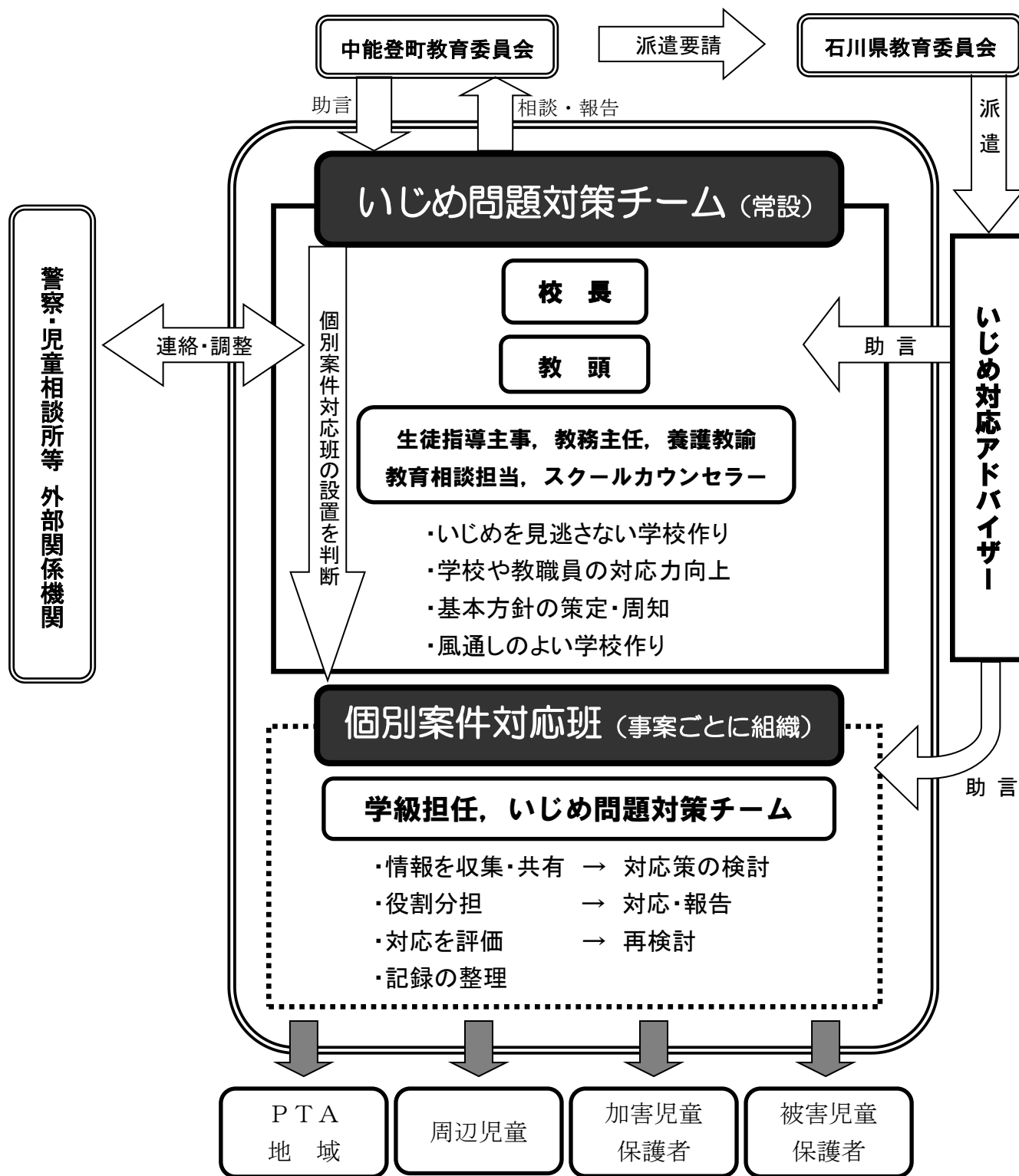
⑨ 情報モラルに関する指導

- 情報リテラシー・情報モラルの指導やネットいじめの現状把握と指導を行う。

⑩ いじめ対応アドバイザーの活用

- 平時における「いじめ問題対策チーム」に対する指導・助言を仰ぐ。
- いじめ問題に関する研修会の講師として活用する。

(2) いじめに対する鹿島小学校の組織的取組



- ・校長 … 指導体制の確立, 情報の集約と対応指示等
- ・教頭 … 家庭・地域・外部機関対応, 職員への指示等
- ・教務主任 … 周辺児童対応, 日常の児童や職員からの情報収集等
- ・生徒指導主事 … 児童の状況把握, 加害児童・保護者の対応, 児童理解の会の実施等
- ・養護教諭 … 被害児童・保護者の対応, 児童の心身のケア, 担任のサポート等
- ・学級担任 … わかる授業, 日常の児童の把握, 保護者への情報発信, 相談や訴えの対応等

2 いじめの未然防止・早期発見に向けた年間行動計画

月	取組 主担当	わかる授業づくり	道徳・人権教育	未然防止・早期発見の取組	教育相談	児童主体の取組	家庭、地域の連携
	学校行事	研究主任	道徳教育推進教師 人権教育担当	生徒指導主事	教育相談担当 特別支援教育コーディネーター	児童会担当	校長・教頭
4	始業式 入学式 授業参観 交通安全教室 1年生を迎える会	・学校研究の共通理解 ・めざす授業の共有 ・学習規律の徹底 (鹿島小5つの構え)	・重点項目の確認 ・年間指導計画の作成(別業)	・組織体制の確立 ・年度始め 朝のあいさつ・登校指導 ・年度始め生活指導 ・いじめアンケート提案 ・いじめアンケート	・教育相談	・あいさつ運動 ・縦割り班はじめましての会	・学校便り ・HP更新
5	地域訪問	・要請訪問 ・学力調査自校採点、分析		いじめ防止週間 ・あいさつ運動 ・Hyper Q-U実施	・人間関係作りの活動 ・SC教育相談	・あいさつ運動 ・縦割り班オリエンテーリング	・学校便り ・HP更新 ・見守り隊対面式 ・集団下校
6	プール開き 体力・運動能力調査	・計画訪問	・きらきらハート	・あいさつ運動 ・児童アンケート	・校内研修(児童理解) ・SC教育相談	・あいさつ運動	・学校便り ・HP更新 ・いじめ防止基本方針の周知
7	1学期終業式 あゆみ渡し 保護者懇談 地区子ども会 USK	・校内研修会 ・自己評価		・あいさつ運動 ・いじめアンケート(持ち帰り) ・夏休み生活指導 ・ネットトラブル等の未然防止	・SC教育相談 ・あゆみ渡し	・あいさつ運動 ・いじめ防止スローガン	・学校便り ・HP更新 ・保護者アンケート ・学校評議員会 ・地区委員連絡協議会
8	全校登校日	・1学期の振り返り		・校区内夜間巡視 ・校内研修(いじめ対応) ・夏休み生活指導振り返り	・児童理解		
9	2学期始業式 バス遠足	・校内研修会	・きらきらハート	・あいさつ運動 ・いじめアンケート	・SC教育相談	・あいさつ運動 ・縦割り班団旗作り	・学校便り ・HP更新
10				いじめ防止週間			

	運動会			<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ運動 ・Q-U実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・SC教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ運動 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校便り ・HP更新
11	マラソン記録会		<ul style="list-style-type: none"> ・きらきらハート 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート（持ち帰り） ・児童アンケート ・あいさつ運動 	<ul style="list-style-type: none"> ・SC教育相談 ・校内研修（児童理解） 	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ運動 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校便り ・HP更新
12	薬物乱用防止教室（6年） 地区子ども会 2学期終業式 あゆみ渡し 保護者懇談	<ul style="list-style-type: none"> ・2学期の振り返り ・校内研修会 ・自己評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権週間の取組 ・道徳の時間の実施状況確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ運動 ・冬休み生活指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・SC教育相談 ・あゆみ渡し 	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ運動 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校便り ・HP更新 ・保護者アンケート
1	3学期始業式 校内書き初め大会 校内なわとび大会	<ul style="list-style-type: none"> ・校内研修会 	<ul style="list-style-type: none"> ・きらきらハート 	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ運動 ・いじめアンケート ・冬休み生活指導振り返り 	<ul style="list-style-type: none"> ・人間関係づくり授業 ・SC教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ運動 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校便り ・HP更新
2	いじめ防止週間						
	授業参観 非行被害防止教室（6年） 6年生を送る会	<ul style="list-style-type: none"> ・学校研究まとめ 		<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ運動 	<ul style="list-style-type: none"> ・SC教育相談 ・校内研修（児童理解） 	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ運動 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校便り ・HP更新 ・学校評議員会
3	地区子ども会 卒業式 修了式	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度の方向性 	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度の振り返り ・次年度の重点項目 	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ運動 ・（いじめアンケート） ・春休み生活指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・SC教育相談 ・あゆみ渡し 	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ運動 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校便り ・HP更新
通年		<ul style="list-style-type: none"> ・学習規律の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画に基づく道徳教育の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活目標 ・児童理解の会 	<ul style="list-style-type: none"> ・SC情報交換 ・特別支援教育校内委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ運動 ・児童集会 ・リーダーズ会議 ・クラブ活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校便り ・HP更新 ・PTA運営委員会 ・保護者への連絡 ・見守り隊への連絡

3 いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気づく力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目につきにくい場所や時間で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

また、いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童を見守っていく。

(1) 小さなサインを見逃さない取組

- ・ 日ごろから児童の見守りや信頼関係の構築に努める。
- ・ 児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・ 生活ノートや日記などを活用して、交友関係や悩みを把握する。
- ・ 教職員相互が積極的に児童の情報交換・情報共有を行う。

(2) 定期的なアンケート調査の実施

- ・ 学期ごとに2回、いじめアンケート調査を実施する。
- ・ アンケートの実施に当たっては、アンケートの項目や実施場所、記名の有無など工夫し、児童にとっていじめを訴えやすい体制を整える。

(3) 教育相談の充実

- ・ アンケート調査をもとに、定期的な教育相談を実施する。（必要に応じて児童への個人面談）
- ・ 児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気を作る。
- ・ 児童及び保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整える。

4 いじめ発見のポイント

(1) 学校で分かるいじめ発見のポイント

- いじめられている子どもの出すサイン

<学校での一日>

※印 無理にやらされている可能性のあるもの

発見の機会	観 察 の 視 点 (特に、変化が見られる点)	
朝の会	○遅刻・欠席が増える。 ○表情がさえず、うつむきがちである。	○始業時刻ぎりぎりの登校が多い。 ○出席確認の声が小さい。
授業開始時	○忘れ物が多くなる。 ○用具、机、椅子等が散乱している。 ○涙を流した気配が感じられる。	○周囲が何となくざわついている。 ○一人だけ遅れて教室に入る。 ○席を替えられている。
授業中	○発言に対し、しらげや嘲笑が見られる。 ○責任ある係の選出の際、冷やかし半分に名前が挙げられる。 ○正しい答えを冷やかされる。 ○グループ分けで孤立することが多い。	○保健室によく行くようになる。 ○机を離される。 ※不真面目な態度で授業を受ける。 ※ふざけた質問をする。 ※テストを白紙で出す。
休み時間	○一人でいることが多い。 ○用もないのに職員室等に来る。 ○遊びの中で孤立しがちである。 ○訳もなく階段や廊下等を歩いている。 ○集中してボールを当てられる。	○遊びの中で、いつも同じ役をしている。 ○ひどいあだ名で呼ばれる。 ※大声で歌を歌う。 ※仲良しでない者とトイレに行く。
給食時間	○食べ物にいたずらをされる。 ○席を離している。 ○その子どもが配膳すると嫌がられる。	○嫌われるメニューの時に多く盛られる。 ※好きな物を友達に譲る。

清掃時	○目の前にゴミを捨てられる。 ○最後まで一人でする。 ○椅子や机がぼつんと残る。	※サボることが多くなる。 ※人の嫌がる仕事を一人でする
放課後	○衣服が汚れたり髪が乱れたりしている。 ○顔にすり傷や鼻血の跡がある。 ○用事がないのに学校に残っている。	○急いで一人で帰宅する。 ※他の子の荷物を持って帰る。

<注意しなければならない児童の様子>

	観 察 の 視 点 (特に, 変化が見られる点)	
動作・表情	○活気がなく, おどおどしている。 ○寂しそうな暗い表情をする。 ○手遊び等が多くなる。 ○視線を合わさない。	○ 教師と話するとき不安な表情をする。 ○ 独り言を言ったり急に大声を出したりする。 ※言葉遣いが荒れた感じになる。
持ち物 や服装	○教科書等にいたずら書きされる。 ○持ち物, 靴, 傘等を隠される。	○ 刃物等, 危険な物を所持する。
その他	○日記, 作文, 絵画等に気にかかる表現や描写が表れる。 ○教科書, 教室の壁等に落書きがある。 ○作品にいたずらされる。	○飼育動物や昆虫等に残虐な行為をする。 ○下足箱の中に嫌がらせの手紙等が入っている。 ※問題行動が目立つようになる。

(2) 家庭で分かるいじめ発見のポイント

保護者から, 子どもの家庭での様子について, 以下のような相談があったら, いじめられているのではないかと受け止め, 指導に当たる必要がある。

<いじめられている子どもが家庭で出すサイン>

観 察 の 視 点 (特に, 変化が見られる点)
<ul style="list-style-type: none"> ○衣類の汚れや破れが見られたり, よくけがをしたりしている。 ○風呂に入りたがらなくなる。(殴られた傷跡等を見られるのを避けるため) ○買い与えた学用品や所持品が紛失したり, 壊されたりしている。 ○買い与えていない物を持っている。 ○教科書やノートに嫌がらせの落書きをされたり, 破られたりしている。 ○食欲がなくなったり, 体重が減少したりする。 ○寝付きが悪かったり, 夜眠れなかったりする日が続く。 ○表情が暗くなり, 言葉数が少なくなる。 ○いらいらしたり, おどおどしたりして, 落ち着きがなくなる。 ○部屋に閉じこもることが多く, ため息をついたり, 涙を流したりする。 ○言葉遣いが荒くなり, 親や兄弟などに反抗したり, 八つ当たりしたりする。 ○親から視線をそらしたり, 家族に話しかけられることを嫌がったりする。 ○ナイフ(刃物)などを隠し持つことがある。 ○登校時刻になると, 頭痛, 腹痛, 吐き気などの身体の不調を訴え, 登校を渋る。 ○転校を口にししたり, 学校をやめたいなどと言い出したりする。 ○家庭から品物やお金を持ち出したり, 余分な金品を要求したりする。 ○親しい友人が家に来なくなり, 見かけない者がよく訪ねてくる。 ○不審な電話や, 嫌がらせの手紙が来る。友人からの電話で, 急な外出が増える。 ○「どうせ自分はだめだ」などの自己否定的な言動が見られ, 死や非現実的なことに関心をもつ。 ○投げやりで, 集中力がわかない。ささいなことでも決断できない。 ○テレビゲームなどに熱中し, 現実から逃避しようとする。

<インターネット等を通じて行われるいじめを受けている児童が家庭で出すサイン>

観 察 の 視 点 (特に, 変化が見られる点)
○携帯電話やパソコン等を頻繁にチェックする。又は, 全く触れようとしなくなる。 ○親が近づくとパソコンの画面を切り替え, 画像等を隠そうとする。 ○携帯電話やパソコン画面を見た後に, 動揺しているような行動をとる。 ○携帯電話やメールの着信音に, 怯えるような行動をとる。 ○携帯電話やメールの着信後に, 一人で出かけようとする。

○ いじめている子どもの出すサイン

<学校での一日>

発見の機会	観 察 の 視 点 (特に, 変化が見られる点)
授業中	○自分の宿題をやらせている。 ○指名されただけで目配せし, 嘲笑する。 ○文具など本人の許可なく勝手に使っている。 ○授業の後片付けを押しつけている。 ○プリントなどの配布物をわざと配らなかつたり, 床に落としたりする。 ○後ろからイスを蹴ったり, 文具等で体をついたりしている。
休み時間	○嫌なことを言わせたり, 触らせたりしている。 ○けんかするようにしむけている。 ○移動の際など, 自分の道具を持たせている。 ○平気で蹴ったり, 殴ったりしている。
給食時間	○後片付けをさせたりしている。 ○自分の嫌いな食べ物を押しつけている。 ○自分の好きな食べ物を無理矢理奪う。
掃除の時間	○机の中のを落としたり, 机を倒したりする。 ○自分のやりたくない仕事を押しつける。
放課後	○自分の用事に付き合わせる。 ○自分の荷物を持たせる。

5 いじめの対応

(1) いじめられている子どもへの対応

- ① いじめられている子どもを必ず守り通すという姿勢を明確に示し, 安心させるとともに, 教師, 養護教諭等の誰かが必ず相談相手になることを理解させる。
- ② 決して一人で悩まず, 必ず友人や親, 教師等誰かに相談すべきことを十分指導する。
- ③ いじめの事実関係を正しく把握することが必要であるが, その場合, 冷静に, じっくりと子どもの気持ちを受容し, 共感的に受け止め, 心の安定を図る。
- ④ いじめた子どもを謝らせたり, 双方に仲直りの握手をさせたりしただけで, 問題が解決したなどという安易な考えをもたずに, その後の行動や心情をきめ細かく継続して見守る。
- ⑤ 子どもの長所を積極的に見つけ, 認めるとともに, 自ら進んで取り組めるような活動を通して, やる気を起こさせ, 自信をもたせる。
- ⑥ いじめられている子どもを守り通すとの観点から, 場合によっては, 緊急避難としての欠席や転校措置等, 保護者と相談しながら弾力的に対応する。

(2) いじめられている子どもの保護者への対応

- ① いじめの訴えはもちろんのこと, どんな些細な相談でも真剣に受け止めて, 誠意ある対応に心がける。
- ② 家庭訪問をしたり, 来校を求めたりして話し合いの機会を早急にもつ。
その際, 不安と動揺の心で来校する保護者の気持ちを十分に受け止めて, 対応策について協議する。また, 学校として, いじめられている子どもを守り通すことを十分伝える。
- ③ いじめについて, 学校が把握している実態や経緯等を隠さずに保護者に伝える。
- ④ 学校での様子について, その都度家庭に連絡するとともに, 必要に応じ個別の面談や家庭訪問を行うなど, 解決するまで継続的に保護者と連携を図る。
- ⑤ 必要な場合は, 緊急避難としての欠席も認めることを伝える。
- ⑥ 家庭においても子どもの様子に十分注意してもらい, 子どものどんな小さな変化についても学校に連絡してもらうように要請する。

(3) いじめている子どもへの対応

- ① まず、いじめられた児童生徒の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、いじめが人間として絶対許されない行為であることを分からせる。
- ② 当事者だけでなく、いじめを見ていた子どもからも詳しく事情を聞き、実態をできるだけ正確に把握する。
- ③ 集団によるいじめの場合、いじめていた中心人物が、表面に出ていないことがある。いじめの集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導する。
- ④ いじめた子どもが、どんなことがいじめであるのか分かっていない場合も考えられるので、いじめは犯罪であるという認識を理解させる。
- ⑤ いじめた子どもの不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目的をもたせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く、継続して行う。
- ⑥ いじめが解決したと見られる場合でも、教師の気付かないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないので、そのときの指導によって、解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。
- ⑦ 十分な指導にもかかわらず、なおいじめが一定の限度を超える場合は、いじめられている子どもを守るために、いじめる子どもの保護者に対して、出席停止措置や警察等の協力を得た厳しい対策をとる。また、出席停止になった子どもには、立ち直りのため、個に応じた指導を工夫する。

(4) いじめている子どもの保護者への対応

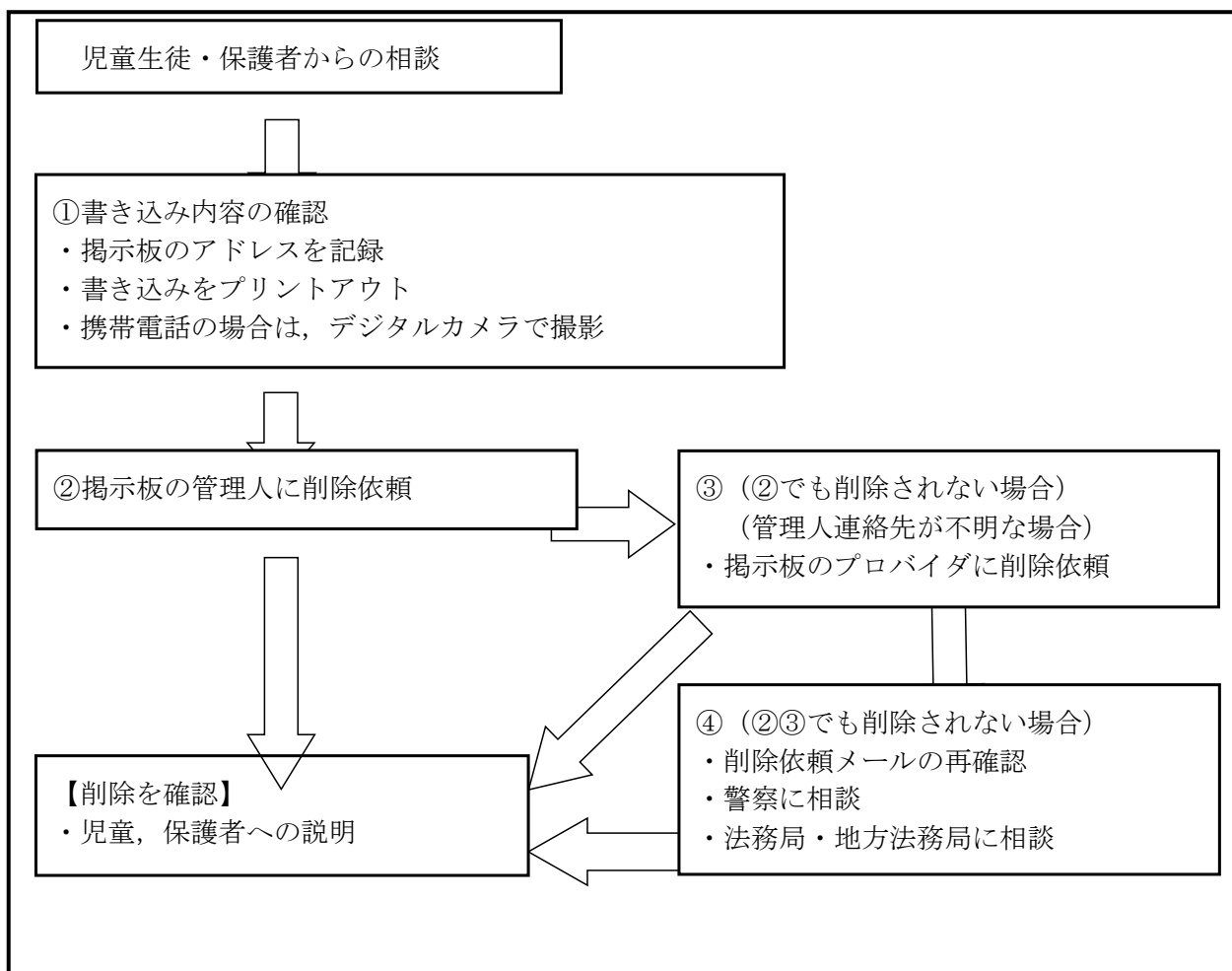
- ① いじめの事実を正確に伝え、いじめられている子どもや保護者の、つらく悲しい気持ちに気付けさせる。
- ② 教師が仲介役になり、いじめられた子どもの保護者と協力して、いじめを解決するため保護者同士が理解し合うように要請する。
- ③ いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、家庭でも十分言い聞かせてもらうよう要請する。
- ④ 子どもの変容を図るために、子どもとの今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。

(5) ネットいじめへの対応

- ① ネット上のいじめとは
パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上の Web サイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりする方法により、いじめを行うもの。
- ② いじめ防止のために
ア 実態把握に努める。
イ 未然防止・早期発見・早期解決を図る。
ウ 全職員が共通理解を図る。
エ 組織的に対応していく。
- ③ ネット上のいじめを発見したら
ア 書き込み内容の確認・記録と削除（次ページ図参照）
イ 加害者への指導
加害者へ毅然とした態度で「してはいけないことはしない」指導を行う。
ウ 被害者へのケア
親身になって守る姿勢で「心のケア」を施す。
エ 保護者への報告と協力の依頼
保護者に事実を知らせ、決してしないことを約束させるなど、協力を促す。
携帯電話、インターネットの使い方の約束を守らせる。
フィルタリングを実施する。
オ 他の児童への対応

他の児童へ二度と同じ事が繰り返されないように注意をしていく。

<図…書き込み内容の確認・記録と削除>



④ 「ネット上でのいじめ防止」指導について

ア 「実態把握」に努める。

定期的なアンケートを実施して実態把握を行う。

特別なことのない限り携帯電話を持たせない。

イ 「情報モラル教育」について知らせ、確実に身に付けさせる。

ネットワーク上のルール

- ・ 携帯電話やインターネットを利用する場合は、ルールを守る。
- ・ 掲示板やブログなどは利用しない。

危険回避

- ・ 悪意のあるサイトに気をつけ、アクセスしない。
- ・ 携帯電話やインターネットは、知らない人と接していることを自覚させる。
- ・ フィルタリングを行う。
- ・ 軽い気持ちから危険や事件を招いたり、巻き込まれたりすることを知らせる。
- ・ 気になること、危険なこと、困ったことが起きたら、必ず記録をして、保護者や学校の先生など信頼できる人に相談する。

個人情報

- ・ 自分や家族、友人や知人の個人情報を知らせたり、書き込んだりしない。

人権侵害

- ・ 誹謗・中傷を書き込んだりしない。

著作権への対応

- ・ 著作権を知らせ、著作権の侵害にならないようにする。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と報告

① 重大事態の意味

ア 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い

- ・ 児童が自殺を企画した場合
- ・ 身体に重大な障害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 等

イ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い

- ・ 「相当の期間」の目安は年間30日
- ・ 一定期間連続して欠席しているような場合は、教育委員会又は学校の判断により迅速に調査に着手

○児童や保護者から、いじめを受けて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」、あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したもとして報告・調査等に当たる。

② 重大事態の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。

(2) 重大事態の調査

重大事態に対処するとともに、同種の事態発生の防止に資するために行う。

学校が調査の主体となる場合には、いじめ問題対策チームが母体となり、必要に応じて適切な専門家を加え、教育委員会の指導の下、調査する。

いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や事情、児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの実態関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

たとえ、不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合い、調査結果を重んじ、再発防止に取り組む。

また、調査を実施する際は、いじめを受けた児童を守ることを最優先とし、保護者の要望・意見を十分配慮して行う。

(3) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童及びその保護者への適切な情報提供

調査により明らかになった実態関係(いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか)について、教育委員会の指導の下、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。

② 調査結果の報告

調査結果について、教育委員会に報告する。

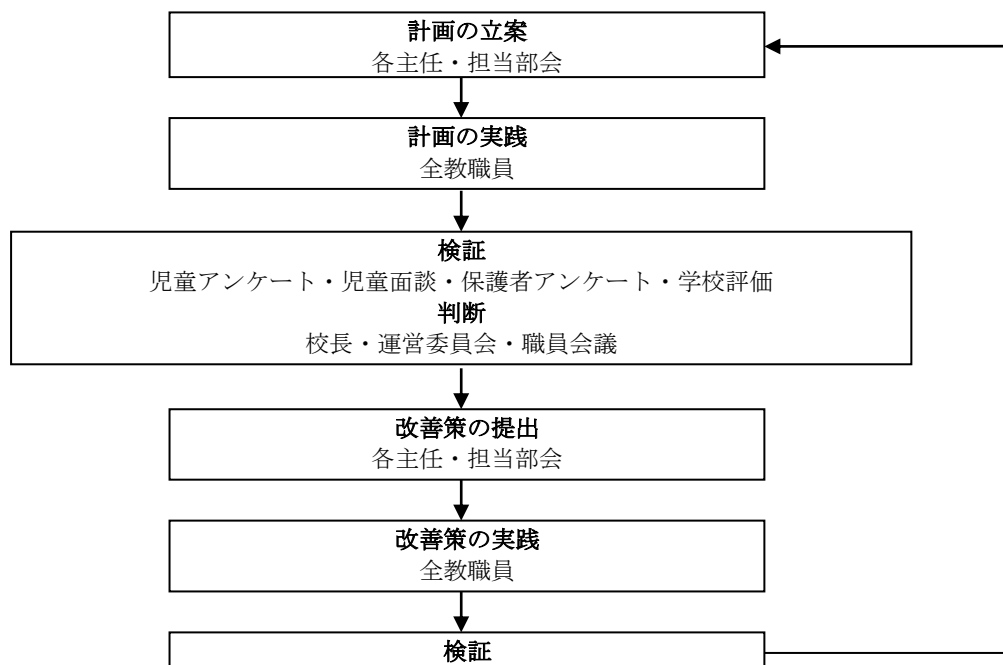
上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書を調査結果の報告に添えて教育委員会に送付する。

7 検証方法

以下の点に留意し、PDCAサイクルによる検証を次の指導に生かしていく。

- ① 定期的にいじめ調査を行い、いじめの実態把握をすると共に、対象児童に関しては速やかに面談を行う。
- ② 年間2回QUテストを行い、各クラスの人間関係を探り、状況に応じた対策を実施する。

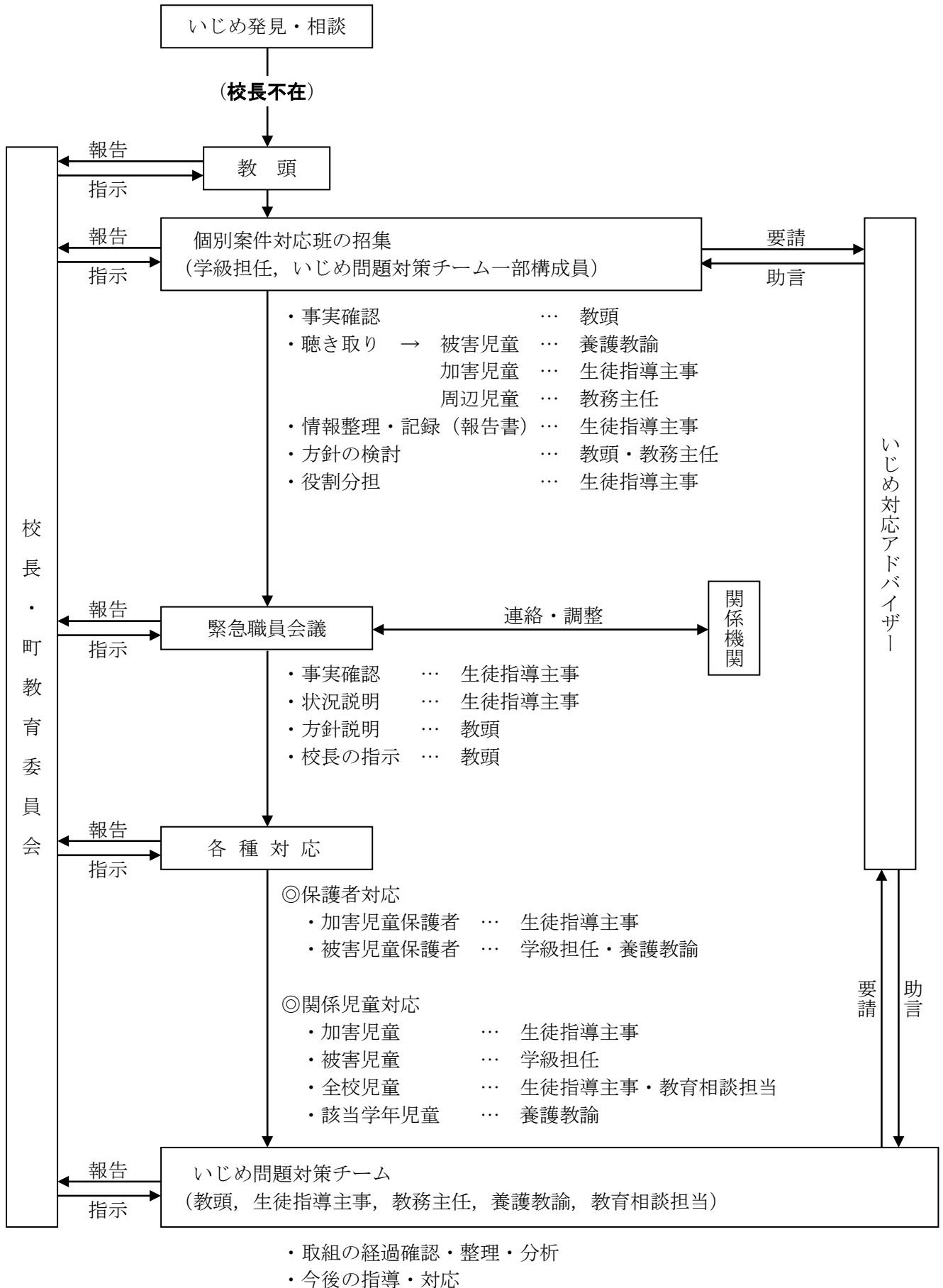
- ③ インターネットにつながることができる携帯電話，スマートフォン，ゲーム機等の所持率をアンケート調査し，実態把握とともにネットいじめの指導を行う。
- ④ 各教科のいじめや人権に関する単元を拾い出し，クラス毎に計画的に指導を行うことで未然防止へとつなげる。
- ⑤ 学校評価等を通して得た情報のうち，緊急性のある事案については早急に対応し，改善を図る。



8 主な相談機関の案内

相談機関	電話番号	受付時間
親と子のなんでも電話相談室 (オアシスライン)	0767-52-0783	13:00~16:00 (月~金)
子どもの人権110番(法務局)	0120-007-110	8:30~17:15 (月~金)
石川県七尾児童相談所	0767-53-0811	8:30~17:45 (月~金)
24時間子供SOSテレホン	076-298-1699 (0120-0-78310)	24時間受付
石川県こころの健康センター	076-238-5750	8:30~17:15 (月~金)
こころの相談ダイヤル	076-237-2700	9:00~12:00 13:00~16:00 (月~金)
家庭教育電話相談 (石川県教育委員会)	076-263-1188	9:00~13:00 (月~土)
いじめ110番	0120-617-867	24時間受付
チャイルドライン・いしかわ	0120-99-7777	16:00~21:00

【資料1】 校長不在の場合の組織的対応



【資料2】いじめ問題への取組チェック項目

項目	No.	内 容	チェック
指導体制	1	重大性を全職員が認識し、校長を中心に一致協力態勢を確立し、実践しているか。	
	2	いじめの態様や特質、原因、背景、指導上の留意点など職員間の共通理解を図っているか。	
	3	学校全体で対応する体制が確立しているか。	
教育指導	4	いじめは人間として許されないと強い認識に立って指導しているか。	
	5	道徳や学活の時間にいじめに関わる問題を取り上げ、指導が行われているか。	
	6	道徳や人権教育の充実を図り、互いの存在や人格を尊重する態度を養っているか。	
	7	一人一人を大切にした分かる授業づくりを進めているか。	
	8	学習指導に於いて生徒指導の三つの視点に留意しているか。	
	9	互いに授業を参観できる体制を進め、アドバイスしあって授業改善をおこなっているか。	
	10	体験活動を積ませたり、かん養や豊かな情操を培う活動を積極的に推進したりしているか。	
	11	職員の言動が児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることがないように細心の注意を払っているか。	
	12	いじめ撲滅などの児童による取組を行っているか。	
	13	いじめを行う児童に対しては、特別の指導計画による指導、外部機関との連携による措置など、毅然とした対応を行うこととしているか。	
	14	いじめられる児童に対しては、心のケアや様々な弾力的措置など、守り通す対応を行うこととしているか。	
	15	いじめが解決したとみられる場合でも、継続して十分に注意を払い、折に触れて必要な指導を行うこととしているか。	
早期発見・早期対応	16	日常の教育活動で児童との間に好ましい人間関係の醸成に努めているか。	
	17	アンケートを定期的実施し、分析と対応を行っているか。	
	18	スクールカウンセラーや養護教諭など学校内の専門家との連携に努めているか。	
	19	児童の発する危険信号を見逃さず、的確な対応を図っているか。	
	20	いじめの訴えがあったときは、保護者や友達関係等の情報収集を通じて、事実の的確な把握を迅速に行い、事実を隠蔽せず、的確に対応しているか。	
	21	いじめ対応アドバイザーを交えた研修や相談を行っているか。	
	22	問題解決のため、教育委員会との連絡を密にするとともに、必要に応じて外部機関との連携協力を図ることとしているか。	
	23	児童の悩みや要望に応えるための教育相談体制が整備され、機能しているか。	
	24	学校における保護者との連携や教育相談について理解され、機能しているか。	
	25	児童の個人情報の取扱いについて適切に取り扱われているか。	
26	ネットいじめについて理解し、保護者への啓発を行っているか。		
家庭・地域	27	学校におけるいじめ対応の基本方針や指導計画等を公表し、保護者や地域の理解を得るように努めているか。	
	28	家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めると共に、学校便りや学年便りなどを通して、啓発や連携協力を行っているか。	
	29	いじめが起きた場合、学校として家庭との連携を密にし、一致協力してその解決にあたっているか。	
	30	PTA や地域の関係団体といじめ問題の根絶について、地域ぐるみで考える機会をもっているか。	
	31	学校評議員の学校の取組への意見等を参考にしているか。	